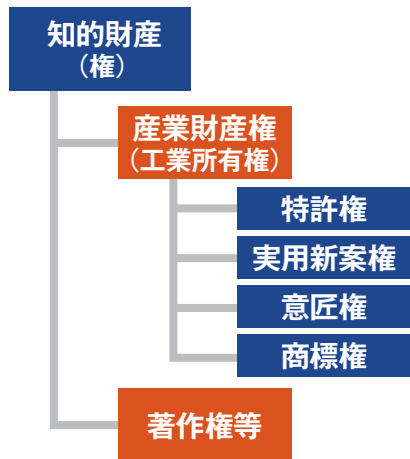


模倣品対策の法的手段

POINT 特許権等の産業財産権の取得をめざす
 特許権、実用新案権、意匠権、商標権を新商品の特質に合わせて選択

新製品を開発しました。模倣品対策として、
 どのような法的手段が可能なのでしょうか？

産業財産権取得による保護を検討すべきです。産業財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称です。産業財産権を取得するためには特許庁に出願を行う必要があります。産業財産権は独占排他権であり、権利を侵害する者に対しては損害賠償請求、販売等停止等と内容とする差止請求などの法的措置を求めることが可能です。



特許権

発明、アイデアを保護対象とする権利であり、例えば、デパートなどの入り口に置かれている傘の袋収納装置は特許権によって保護されています。この傘の袋収納装置は傘を装置に差し込むだけで袋に収納することができる優れたものです。

特許権は特許庁の審査にパスしないと取得することはできません。審査にパスするためには様々な特許要件を具備していなければなりません。特許要件には客観的に新しいという「新規性」や、既存のものから容易に考え付かないという「進歩性」等があります。特許要件を具備していると判断された場合には特許料納付を条件に特許権が付与されることになります。



実用新案権

発明より簡単なアイデアである考案を保護対象とする権利です。例えば、ティッシュペーパーを使い切ったときに、空箱を簡単に展開して畳むことのできる構造が実用新案権によって保護されています。

実用新案権は無審査で登録される仕組みになっています。ただし、第三者に警告を行う場合には、取得した実用新案権の有効性についての特許庁の評価である「技術評価書」の添付が必要となります。

意匠権

品物のデザインである意匠を保護対象とする権利です。例えば、「糸ようじ」(登録商標)の商品名で知られる歯間清掃具は意匠権によって保護されています。

意匠権を取得すると、「登録意匠」に似た「類似意匠」にも効力が及ぶこととなります。

商標権

商品や役務(サービス)を表す名称や図形を保護対象とする権利です。例えば「SONY」、クロネコヤマトの「黒猫の図

形」が商標権によって保護されています。商標権を取得すると、「登録商標」や登録商標に似た「類似商標」にも効力が及ぶこととなります。

模倣品対策のためには、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を新商品の特質に合わせて選択し、あるいは組み合わせる法的保護を図る必要があります。

静岡商工会議所では毎月第4火曜(静岡支所)、偶数月第3水曜(清水支所)、奇数月第4水曜(清水産業情報プラザ)に発明・特許相談会を開催しています。ご希望の方は、中小企業相談所

静岡支所 TEL 054・253・5113
 清水支所 TEL 054・353・3401
 清水産業情報プラザ
 TEL 054・355・5400
 へ、ご連絡ください。

回答



吉川国際特許商標事務所
 弁理士
 静岡商工会議所・専門相談員
吉川晃司 さん